

渡 航 前

1学年以上の留学決定

語学研修期間を除く、
単位の修得できる正規的教育課程

奨学金申請書類提出

(語学力要件有)

書類審査

選考面接

給与決定

海外留学受入証明書等提出

奨学金給与

渡 航

海外留学開始

定期的に留学報告

海外留学修了

帰 国 後

帰国レポート
単位修得証明書
成績証明書

提出



留学経験を持つ地域人材
として戸田市で活躍

留 学 しポート

* 峰 ひなた

ドイツ/ラインワール応用科学大学

(留学期間：2023年9月12日～2024年8月2日)

もともと英語が好きで留学をしたいと考えていたので長期留学が必須のコースがある大学に入学しました。一年生の時にイギリスのオックスフォードに短期留学をし、街並みや人々の自由さに惹かれ、もっとヨーロッパの国を見たいと思ったのでヨーロッパの協定校の中から留学先を選びました。そこで、留学生の割合が非常に高いラインワール応用科学大学を見つけ、国際色豊かな環境でジェンダーや多様性について学ぶことで、視野を広げ、多角的な視点から物事を考えられるようになりたいと思い、ジェンダー&ダイバーシティコースを選びました。

実際の授業は自分が日本で考えたことのないテーマばかりで自分の意見を持つことさえ難しいことも多かったですが、バックグラウンドが全く異なる他の生徒たちがどのような角度からテーマを見ているのかを意識して意見を聞きました。そうすることで自分の意見を持てるようになり、授業や友人との交流を通して物事を様々な観点で見られるようになりました。また、留学を通して日本よりもヨーロッパでは各々が他人にとらわれず自分の個性を発揮しているのを感じ、日本はもっと個性に寛容な社会になるべきだと思うようになりました。私自身も個性を尊重すべきだという姿勢を身につけたので、留学での経験を活かして将来は多様性が当たり前になる社会になるよう貢献していきたいと思います。

勉強以外にもヨーロッパの様々な国に行ったり、デュッセルドルフで開催された日本のイベントでminijobをしたり貴重な経験をたくさんすることができました。旅行先ではそれぞれの国の色を実際に感じて文化の違いを楽しむことができました。特に、一人旅をしたときは旅行先で友達を作ったり、一人だからこそできたであろう発見があったりして良い経験になりました。イベントで働いたときは日本の文化が想像以上に多くの人々に愛されていることを目の当たりにして、もっと日本の文化や技術を発信していきたいと思いました。

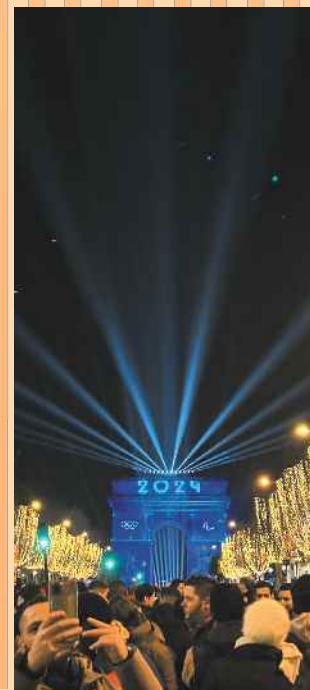
留学をして一番良かったと思うことは世界中に友達ができたことです。国際色豊かな大学で留学していたので、名前しか聞いたことのない国出身の友人がいたり、ブラジル出身のルームメイトは長女である私を妹のように可愛がってくれて一緒にたくさん出掛けたりしました。日本の利便性や食文化の素晴らしさを痛感し留学期間中は日本が常に恋しかったですが、留学をして本当に良かったし、この経験は一生の財産になったと思います。



教育のまち 戸田

令和7年度

戸田市 海外留学奨学生 募集案内



戸田市・戸田市教育委員会

★戸田市ホームページにも海外留学奨学金に関する情報を掲載しています。市へ提出する書類のダウンロードもできますのでご利用ください。

●お問い合わせは

戸田市教育委員会事務局 教育総務課 総務担当

〒335-8588 戸田市上戸田1丁目18番1号 電話048-424-9582(直通)

E-mail kyo-somu@city.toda.saitama.jp

※携帯電話のメールからお問い合わせいただく場合は、上記アドレスからのメールを受信できるように設定してください。



スマートフォンはこちら

戸田市 海外留学 検索



戸田市海外留学奨学制度について

戸田市には、海外留学奨学資金等の給与制度があります。

この制度は、市内在住の故金子正夫様からの寄附を基に設置された「戸田市海外留学奨学基金」により運営されるものです。寄附金を受けた際、奨学生の資格として以下の3点を挙げられました。

- ① 戸田市民であること
- ② 海外の教育機関で正規の教育を受けること
- ③ 海外の教育機関で学心に志すこと

市ではこの趣旨に沿った「戸田市海外留学奨学資金等給与条例」を制定し、海外留学奨学資金等を給与する制度を発足させました。以後何度かの改正を経て現在に至っています。

この制度は、外国の大学に留学する方に奨学資金を給与することで、豊かな心、幅広い視野を持った、戸田市の発展に資する人材の育成を目的としています。本制度を利用した奨学生は120人以上（令和6年12月現在）にのぼり、様々な分野でご活躍されています。



募集要項

- 1 募集人員／若干名
 - 2 留学期間／1年（1学年）以上（給与期間は、2年（2学年）を限度）
 - 3 留学先／留学先の国の規定で「日本の大学、短期大学、大学院相当の学校」とする。
（大学の入学手続きについては、各自で行ってください。）
 - 4 給与内容／(1)奨学資金：授業料及び生活費を給与
(2)渡航費用：往復航空運賃を給与
※(1)+(2)の限度額（イ）留学期間が1年（1学年）以上2年（2学年）未満の場合は100万円
（ロ）留学期間が2年（2学年）以上の場合は(イ)の給与額に50万円を加算した額
※給与が決定された場合でも、選考結果により満額給与とされない場合があります。
 - 5 応募資格／(1)父母（父母に準ずる者を含む。以下同じ。）及び本人が市の住民基本台帳に引き続き2年以上記録され、日本国籍を有する人
(2)本人及びその世帯の者が市税を完納していること
(3)学校教育法の規定による高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、大学院若しくは高等専門学校に在籍する人若しくは卒業後7年を経過しない人又は高等学校卒業程度認定試験規則の規定による高等学校卒業程度認定試験の合格後7年を経過しない人
(4)留学希望国の国語で意思の伝達ができる人で成績優秀、品行方正及び留学に耐え得る健康な人（表－1参照）
(5)学資が不十分な人
(6)留学先の大学で受け入れる旨の証明書を有するか、又は取得できる見込みのある人
(7)市内に居住する連帯保証人が1人以上あること（保護者可）
 - 6 申請手続／(1)申請書類
戸田市海外留学奨学資金等給与申請書に次の書類を添えて教育委員会へ提出
※その他必要書類および注意事項がありますので、ホームページ掲載または窓口でお渡しする「必要書類等チェック票」を必ずご確認ください。

◇住民票（世帯全員）	◇市税完納証明書（世帯全員）
◇所得証明書（父母及び本人）	◇在学証明書又は卒業証明書
◇成績証明書	◇留学先大学の受入証明書の写し（既にお持ちの場合）
◇語学力証明書	◇健康診断書
◇海外留学費用明細書	◇父母等の同意書（書式は問いません。）
◇海外留学奨学生応募調書（個人票）	※給与決定後に別途書類が必要です。
- 7 選考／戸田市海外留学奨学資金等受給者選考委員会において書類審査及び本人面接等によって選考されます。
選考委員会：第1回受付分 令和7年7月～8月開催予定
第2回受付分 令和8年2月～3月開催予定

◆表－1

留学先言語圏	試験名	語学力要件	試験実施者
英語圏	トーフル	480点(PBT)以上又は55点(IBT)以上	ETS Japan
	実用英語技能検定	2級以上	公益財団法人日本英語検定協会
	アイエルツ	アカデミック・モジュール5以上	公益財団法人日本英語検定協会
	ケンブリッジ英語検定	FCE以上	一般財団法人日本ケンブリッジ英語検定機構
ドイツ語圏	トーイック	550点以上	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会
	ゲーテ・インスティトゥートの検定試験	B1以上	東京ドイツ文化センター語学部
フランス語圏	ドイツ語技能検定試験	3級以上	公益財団法人ドイツ語学文学振興会
	実用フランス語技能検定試験	3級以上	公益財団法人フランス語教育振興協会
スペイン語圏	フランス国民教育省認定フランス語資格試験	DELFB1以上	日本フランス語試験管理センター
	スペイン語技能検定試験	4級以上	公益財団法人日本スペイン協会
中国語圏	デレ	B1以上	インスティトゥ・セルバンテス東京
	中国語検定試験	3級以上	一般財団法人日本中国語検定協会
ロシア語圏	漢語水平考試	3級以上	HSK日本実施委員会
	ロシア語能力検定試験	3級以上	ロシア語能力検定委員会
上記以外	ロシア語検定試験	基礎レベル以上	日本対外文化協会
	留学先の言語に係る語学検定試験の結果がヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）B1レベル相当以上であること。ただし、これにより難い場合は、英語圏の基準による。		

制度に関する

Q&A

Q：この制度を利用したいのですが、年齢制限はありますか。

A：年齢制限はありません。ただし、応募資格による制限があります。

Q：留学する大学等は、国立でなくてははいけませんか。

A：「日本の大学、短期大学、大学院相当の学校」で正式な学部生として正規の教育課程（単位を取得できるもの）を履修するのであれば、国立でも私立でも問題ありません。語学留学や聴講生、研究生等としての留学は対象となりません。

Q：申請はいつからできますか。

A：留学する日の1年前から渡航前まで申請できますが、市が指定する日時・場所にて選考委員会による面接を受けていただきますので、渡航日などを検討のうえ、適時に申請してください。

Q：検定試験を受験したばかりで受付期間中に結果が出ません。後日提出でよいですか。

A：申請は、受入証明書以外の全ての書類がそろっていないと受理できません。

Q：奨学生になることによって、何か特別な義務はありますか。

A：留学報告書やパンフレット等に掲載する体験談の提出のほか、帰国後に国際教育や留学によって得られた専門分野の活用について、学校や地域への積極的な貢献をお願いしています。

Q：奨学金はいつまでに返済すればいいのですか。

A：本制度は、返済不要の奨学金です。ただし、計画どおりの留学ではなかった場合、規程により返還していただく場合があります。

Q：選考委員会では面接があると聞きました。過去に面接の経験がないので不安です。

A：面接では、あなたがどうして留学しようと思ったのか、何を学びたいのかを中心に質問します。留学の動機や目的がしっかりしていれば、それほど難しいものではありません。

Q：ほかの奨学金を借りる手続きをしています。応募できますか。

A：本制度では、他団体奨学金制度の重複利用を認めています。他団体奨学金制度の中には重複利用を認めていないものもありますので、各団体に照会してください。

Q：語学力がヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）B1レベル相当以上であることは、どのように証明するのですか。

A：各語学能力試験の実施機関に問い合わせ、ヨーロッパ言語共通参照枠と各言語試験との対照表を用いて証明してください。